中 山耕一委員長 続い て、 立憲・無所属クラブ の質疑を行います。

なお、 質疑時間は、 答弁を含めて二十分です。 熊谷義彦委員

げます。 ○熊谷義彦委員 時間厳守でやりますので、 優しく丁寧な答弁をよろしくお願い

てきました。 日赤とがんセンターの 国の百億円とは、 関係で、 地域医療介護総合確保基金ということでよろしいでしょ 負担割合、 国百、 県百億、 日 赤百億円と説 明をされ

医療介護総合確保基金のほか、 りましたけれども、 ○志賀慎治保健福祉 てございます。 一〇〇%基金ではございません。 これは国の制度を活用して支援する約百億円につきましては、 部長 日本赤十字社に対する財政支援、 国の交付金や補助金による支援を合わせた合計額となっ 約二百億円と申 地域 てお

の補助、 に約百億円の補助をするわけでありますが、 般財源であって、 明されてきました。 国庫負担ではありません。 ○熊谷義彦委員 いう発言をさせていただきました。 それにベッド数減少分など九億円をプラスして九十三億円、約百億円として説 事前説明では確保基金だという説明を受けていたものですから、 国庫負担ではないと思いますが、 しかし、 県の事前の説明では、 確保基金八十四億円のうち三分の一の二十八億円 確保基金の三分の一は県負担でありまして、 この根拠は何ですか。 百四億円のうち八十四億円が新病院 1 かがでしょうか。 また、 は果の 日赤病院 そう

新病院 ぞれ三分の などを踏まえまして、 億円の支援を検討しているということでございます。 ただくことになることを踏まえまして、 のうち き金額を、 により基金に積み立てるものでございます。 ○志賀慎治保健福祉部長 がこれまで果たしてきた機能を引き継ぐことや、 !の整備費用を約三百億円と想定している中で、 の約八十四億円のうち三分の一の二十八億円は、 国基金分等と合わせて県分として二百億円としたものでございます。 一ずつとい うふうに負担した場合を想定いたしまして、 国の基金の活用分、 地域医療介護総合確保基金を活用した新病院 国の制度を活用した支援のほか、 県 また、 の独自の支援分、 救急医療などの政策医療を担って 名取の新病院では、 なお、 県立で整備した場合の負担の 御指摘のとおり、 財政支援額につきましては 日赤 県の予算に計上すべ の自己負担分をそれ 県立が への支援額、 県独自に約百 県 \bigcirc んセンタ 一般財源 そ

拠を示されたい ○熊谷義彦委員 答弁漏 れがあるのですが、 日赤に百億円以上の支援金を出す、 その

の <u>-</u> らい の百億円が、 り返しになりますけれども、 ○志賀慎治保健福祉部長 程度 か 救急医療などの政策医療を担うこと、そして、県立で独自に整備した場合これく かるのではない の二百億円が相当な支援ではないかといったことで考えたものです。 国基金分の支援等を除いた分で百億円といったことでございます。 かといったことを総合に勘案した上で、 まだ数字的な積み上げとい 県立がんセンターがこれまで果たしてきた機能を引き継ぐ ったことではござい それぞれ三百億円の三分 いません が 繰

には 私は思うの まさに対等合併じゃ 私の計算では百三十から百四十億円ぐらい県の負担になるだろうと思っ というふうに出てきたのではない 整備費は財政負担を前提にして日赤が負担するというふうに書かれておりますし、 ○熊谷義彦委員 カ 5 は政策医療から外し 整備費の ず ですが、 つと知事の発言を聞 一部分については、 覚書も読ませていただきましたが、 ない 私の考え方に のね。 知事がこの間、 11 V ついて、 てい わゆる日赤に対する吸収合併ではない かと今でも思ってい Z, ると、 県が自主的に対して財政負担をする。 部長い その本音が過日、 政策医療ではないという発言をしたもので かがですか。 六条には、 る。 それが百億円以上の支援金を、 私は、 日赤が事業主体ですが 政策医療では かとい ているのですが うふうに がんセン 七条

我 そんな考えはなく、 11 ○志賀慎治保健福祉部長 ·ます。 々 の主張をしっ かり通しておきたいと、 これからの協議の中でもしっ 統合する新しい 新病院でございますが、 それで協議を進めてまいりたいと思ってござ かりと、 機能 0 引継ぎ等を含めまして 吸収されるとい った

ですが、 医療介護総合確保基金の予算要求 よって事業費増加分が全額交付税の基準財政需要額に算入されるという考えもあるよう ○熊谷義彦委員 \mathcal{O} ○志賀慎治保健福祉部長 前提としておるの ました。 財政課、 これまでの交付税算入は五億円が上限とされて 重点地域指定によって、 小野寺部長なの が、 基準財政需要額 県の 内 部 \mathcal{O} か、 ル 0 福祉部長なのか、 の金額、 ルとい 財政課に対する保健福祉部とし その分も交付税に算定されるという見解が 0 たもの 算入される金額をベー どっちか答弁してください。 が 内々で決めて いたものが、 えに、 重点地域指定に おりまして、 て Oこの 翌年度当 地域 そ あ

議論は、 算定は、 算定 方交付税の算定の 額による積立金とは別立てで計上しているものでございます。 初予算はこれまでは算定してまいりました。 した金額がございますが、 全体 なかなかに推計は難しいものというふうに考えてございます。 \mathcal{O} 中で総合確保基金の積立て分ということで算定されております ル ール上、 ここに幾ら当たっているとか、当たってい 病院再編に係る基金積立ての約二十六億円は、 これまでの例によって、 ただ、 基準財政需要額の 令和六年度はまず ないとかとい この推計 か で、 Š

のですが ○熊谷義彦委員 総務部長も同じ見解でよろしい のですか。 事前 \mathcal{O} 説明で は違っ て

○小野寺邦貢総務部長 今の保健福祉部長の答弁に誤りはございません

話を申し上げているんで……。 ○熊 れまで県が のではない 谷義彦委員 確保基金の中の新病院補助で二十八億円が県分となります。実際の県負担分は、 説明してきた百億円よりも、 かというふうに思っているのですが、 1 Þ 事前に聞いたときに見解が全く違ったものですか それから、 私は、 確保基金積立て分全体での県負担が三十四億 さっき言いましたけども、 どのようにお考えですか 5 あえて に増える お

ざい ます。 金額そのも 提供体制を担保する観点か の中 支援を約百億円、 ○志賀慎治保健福祉部長 ・ます。 御指摘 制度上、 のにつきましては、 県といたしましては、 のとおり、 独自支援としてのスキ 積立金の三分の一のように、 地域医療介護総合確保基金など国の制度を活用した支援約百億円 , p 日本赤十字社への財政支援につきまして、これまで県の 今後別途、 日本赤十字社への財政支援を行うもの 政策医療の課題解決や将来にわたって持続 引き続き精査してまいりたいと考えてござい ムで百億円と説明してまい 県の一般財源負担が含まれるものでご でござい りました。 可能な医療 まして、 独自

連携をしたからその政策医療から外したかのように見られるようなことは絶対にしない がん治療は政策医療だということをきちんと頭の中に入れていただい ○熊谷義彦委員 でいただきたい。 この このことだけはお話を申 問題で最後にお話 し申 し上げておきます。 し上げておきますが、 知事、 て、 改め くれぐれ て、 県が

和朝廷が現在の東北、 それで次に、 多賀城創建千三百年記念事業ですが、 蝦夷の地を支配するための出城だったというふうに思っています。 多賀城は、 私 \mathcal{O} 見解で す が 大

きます。 すが すが、 づけ、 地元の築館には、 されています。 千三百年前 うに思っています。 るのではない したという説も数多くあります。 勝者 諸説ありますが、 の歴史ではなくて、 のことは分か か。 代表的なものとして、 蝦夷の民、 伊治城の跡地があります。 アテルイ、 そうい 蝦夷の民であった呰麻呂が多賀城の圧政に耐え りませんが、 そういったことについて、 った意味で、 あるいは坂上田村麻呂、 客観的事実に基づいて、 蝦夷の民は圧政に抗議して立ち向 伊治呰麻呂の乱がよく知られてい 大変な混乱があったことは歴史的事実として 教育長、 歴史は不明な点が数多くあるわけであ 今お話し申し上げました多賀城の 様々な名前が出てきますが、 歴史認識、 私は記載されるべきだとい これをお聞かせい かってきた歴史があ かねて乱を起こ るわけであり 私の りま

く知ら も知られており、 呼んでおり、 役所とされております。 ○佐藤靖彦教育委員会教育長 ております。 における陸奥国府として、律令国家が東北を治めるために設置した役所であ 多賀城の れております。 重要な拠点として、 伊治公呰麻呂や岩手県胆沢地域の族長であったアテル 律令国家と蝦夷は、 また、 通説では、 両者は特産品の交易などで交流が これまでの研究成果等により、 現在の栗原地域の族長であった伊治公呰麻呂が治めた 律令国家の支配に属さない 両者の視点で研究が進められているも · 盛ん 多賀城は奈良 東北地方の な時期 イと戦 が ったことがよ 人々を蝦夷と あ り、 0 平安時代 ったこと

イベ ○熊谷義彦委員 ント していくの の中で展示されるのか、 かということが私は問われるのだろうと思うの 今教育長が お話 具体的な例がありましたらお聞かせください しした点を、 この千三百年の 中で、 ですが、 どの どのようにこの ように記 述し

立体的 記念事業とし 前後の歴史をテーマとした創作オペラ公演などを予定していると伺っ 創建千三百年記念事業実行委員会が中心となって、 な政庁正殿の様子を国内外の観光客に体験 ○村井嘉浩知事 多賀城市や実行委員会と連携した取組を行うこととしており、 な映像を映し出す技術 多賀城創建千三百年の歴史を示すイベントといたしましては、 多賀城市に お 3 11 て、 D ホ 政庁正殿の姿を、 口 グラムにより復元し、 していただきたいと考えております。 古代行事や儀式 物体 が 目の前にあ 11 に の再現、 多賀城創建千三百年 しえ ております。 \mathcal{O} 多賀城の荘厳 る 多賀城創建 カュ \mathcal{O} 多賀城

皆さんに多賀城の歴史をお伝えできる絶好の機会と捉えております。 来月三月三十一日に、 番組では、 平城京 多賀城をめぐる旅をするということになっておりまして、 我が県や多賀城市の協力の下、 国民的· 人気アニメ のサザエさん サザエさん一家が日本三大史跡である太 の特別番組が放送される予定であ 全国の多くの

 \mathcal{O} 私が言ったのは、 ○熊谷義彦委員 です。 教育長、 答弁し 聞いていないことは答えなくてい エミシの歴史をどのように展示するのですかということを聞い てください。 11 から。 時間なくなっちゃうの てい でね

を踏まえた様々な視点から、 律令国家とエミシの る特別展や歴史講座などを開催することとしておりますが、 ○佐藤靖彦教育委員会教育長 関係、 伊治公呰麻呂の乱などについても、 多賀城の歴史を紹介することとしております。 県教育委員会におきまし て Ŕ これらの展示や講座の中で これまでの研究成果など 東北歴史博物館 などによ

も見に行きますので。 ○熊谷義彦委員 間違い のない客観的な事実を記載されるように期待しております。

次に、 東日本大震災の被災地情報発信費につい てお尋ね いたします。

か。 れて その 害の問題であります。 間もなく三・ 原発の問題があります。 な VI というふうに前にも言ったことがあるのですが、 一一になるわけでありますが、 他の問題と違うのはね。 この原発災害の伝承が全く、 災害と違うのは。 ほかの災害と異なるのは、 私はなされていない、 どのようなお考えなのです いまだ収束が見えない 福島原発被 展示さ

災害 福島 が が 取 S N と記憶の風化防止や教訓の伝承のため、広報誌B 〇千葉章復興 O 限定的 難 組を紹介し n を活用 県 Sを使った情報発信などを行うものでございます。 カン V 5 の原発事故からの復興状況などについ になってい \mathcal{O} ことに加 復旧 たほか、 丸森町 危機管理部長 • 復興に え、 るものと考えております。 伝承の担い手が限られてい 被災四県と東京都が共催する東日本大震災復興フォーラムでは の農産物直売所の原発事故 9 11 ては、 東日本大震災被災地情報発信費に 今まさに継続 て情報発信を行ってまい ることから、 L への対応や風評被害の状況、 a て t 11 O るもの これまで県では、 nやみやぎ・ であ 原発事故についての伝承 0 11 り、 復興 りました。 ては、 そ の伝承 広報誌B の歩みの 震災 復興 \mathcal{O} 0 経験 a \mathcal{O}

千葉さん、 けども、 \mathcal{O} ○熊谷義彦委員 中でも出てこない。 あれだけの異常な事態を起こしてしまったことを、 もう一回。 原発事故の伝承が数少ない それは私は行政としての怠慢だというふうに思いますが、 ということは分からな 切映像の中 VI わけでは でも、 な あえて 伝承館 V)

やっていないというわけではなくて、 〇千葉章復興・危機管理部長 いるということでございます。 先ほど御答弁申し上げたとおりでございますけ 県内の担い手とか、 そういった状況で限定されて れども、

が、 ○熊谷義彦委員 知事 ٧١ かがですか。 ぜひそういった人材を掘り起こしてやっていただきたいと思うの です

思います。 たものをきちんと整備していただけるように、 もありまして、ここまでということでございます。 おりますけれども、 ○村井嘉浩知事 ○熊谷義彦委員 したならば、 そうい ぜひ、 先ほど部長が答弁したとおりでございまして、必要なことはやっ なかなか情報が十分に我々宮城県では取りづらいというような事情 ったようなことも取り入れていきたいというふうに思っております。 そういった事故の教訓を生かすためにも、 改めてお願いしておきたいというふうに 更に今後何か新しい事実が分かりま そうい った映像化し ては

なくて、 そうい すが、 予算措置をしなくても、 話をしてきたのですが、例えば、 うふうに思うのですが、 次に、 そこのの ったことが私は可能だろうと。 県有地を自ら使ってソ 県有施設脱炭素化推進費に り面を使って、県有地ですから、 ビルの屋上を借りてソーラー発電をやるなんてそういう話では 1 かがです ーラー発電をやるという発想がなぜ出てこない 私のところにまだ未完成の県北高規格道路があるので ついてですが、 防護壁を使う方法もあるんですよ。 県有地を使ってソーラー 私はこれまでもいろ 今回 んな場面でお 発電をやる、 のかとい のように

術面 造物には、 場合に道路 につきましては、 ○千葉衛士木部長 の考え方におきまして、 の通行に支障が出る懸念から、 原則として設置しないものとされてございます。 昨年三月に国土交通省が示しました太陽光発電設備の設置に関する技 今委員から御指摘がありました道路の 斜面 の安定性を損なう懸念や、 道路本線等に面するのり面などの道路土工構 り面 一方、 太陽光発電設備が の太陽光発電設備 インターチェンジ 損傷した \mathcal{O} \mathcal{O}

設置が 検討 ラン 向け 高規格幹線道路における導入可能性について検討してまいりたいと考えております。 ○熊谷義彦委員 プ いただければ幸いだなということを改めてお願い \mathcal{O} 国が示した考え方や全国の取組事例を参考にするなど、 可能とされております。 内 側などの未利用地等に ぜひ知事にも、 県といたしましては、 そういう、今具体的に提案をしたわけですから、 つきましては、 交通や維持管理等に影響が 再生可能エネルギ しておきます。 引き続き、 県が管理する の活用推進に な 11 ぜ 77

物処分、 けで、 かどうか。 太陽光発電に 産業廃棄物、 どのようになっているのか。 それで、 うい 廃棄処分の区分は、 て、 一般廃棄物 私は促進する立場なのですが、 の区分の基準を教えてください。 まだ今でも毒物と言われるもの いわゆる一般家庭でもソ その ソーラー ラー が付着してい 発 をやってい 電に 伴う るの るわ

産業廃棄物として処理されることになります。 に設置しております太陽光パネルについ 産業廃棄物として処分されることになるものと認識しております。 般家庭の屋根等に設置された太陽光発電パネルは、 定されております。 る場合には一般廃棄物ということになりますが、 ○佐々木均環境生活部長 これに該当しない廃棄物は、 廃棄物処理法第二条第四項において、 ても、 同様に、 実際は工事業者によって取 一般廃棄物に区分されております。 住宅の所有者が自ら取り外 撤去工事を行った事業者により 産業廃棄物 事業者が事業用地等 0 り外され 定義が し処分す

合は 処理した場合に、 とした場合にそれだけの費用が んが か、 と若干違っ こでやるのですか ○熊谷義彦委員 工事業者が撤去すれば産業廃棄物だと。どこでどのように変わったの 一般廃棄物だという答弁があ やはりそこの基準をしっ てい るのは、 宮城県内でその毒物が付着しているソーラー かつて私、 いわゆる一般家庭におい 同じ質問を委員会でやったことがあって、 かりと周知徹底してい カュ かるわけであ 0 たことを今でも覚えていますよ。 って、 ても、 それでは部長、 かなければいけ 自分の家庭だけで使 -パネル、 それ ない。 産業廃棄物として その当時 どのように、 か分か が いってい 産業廃棄物 11 0 'n \mathcal{O} \mathcal{O} ませ 答弁 る場 間に تلح

はまだそれほど多くない状態なので、 れども、 々木均環境生活部長 設置業者は現在三社ございます。 県内に お 11 当面は、 て、 太陽光パ 我が 県内で排出されるパネル ネ 県におけます太陽光パ ル \mathcal{O} リサ 1 ク ル \mathcal{O} 施 売設も含め
 ネ 処理は可能だ ル の廃棄量 てで

砕を行った上で、 リユース、あとはリサイクルされることが望ましいというふうに考えております。埋立 分される形になります。 門的な知識・技術が必要でありますことから、専門の工事業者が取り扱うことになると というふうに考えておるところでございます。 て処分を行う場合には、 いうことで、 実際には、 管理型最終処分場に埋め立てられるということになります。 先ほど申し上げましたように、産業廃棄物というような形で処 太陽電池モジュールが電気機械器具に該当しますことから、 基本的に、太陽光パネルの処分に当たりましては、 当然、 太陽光発電設備の取り外しには専 可能な限り

○熊谷義彦委員 しゃべりたいことがあるんだけれど、 時間がないのでやめます。

がとうございました。